

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月2日

支出負担行為担当官

衆議院庶務部副部長

庶務部会計課長事務取扱 元尾 竜一

支出負担行為担当官

参議院庶務部会計課長 上村 隆行

◎調達機関番号 001、002 ◎所在地番号 13

1 電子入札システムの利用

本調達は「電子調達システム」を利用し、入札説明書の交付、競争参加資格確認資料等の提出及び入札を実施するものとする。

ただし、紙による交付及び提出も可とする。

2 調達内容

(1) 品目分類番号 134

(2) 購入等件名及び数量 令和8年度海外における通訳業務一式

(3) 調達案件の仕様等 支出負担行為担当官

が「入札説明書及び仕様書」で指定する仕様による。

(4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

(5) 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所

(6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度参議院競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

- (4) 衆議院又は参議院から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 各府省庁等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 入札説明書に記載する要件を満たすものであること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 政府電子調達システム（G E P S）
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院庶務部会計課契約係 谷合 まどか 電話 03-5521-7507
メール kaikei-keiyaku@sangiin-sk.go.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は電子調達システムによりダウンロードにて交付する。なお、電子調達システム利用以外の方法で交付を希望する場合は、上記4(1)において、紙又は電子データで交付する。

(3) 競争参加資格確認資料等の提出期限 令和7年12月24日17時までに、電子調達システム利用、上記4(1)に持参、メール又は郵送により提出すること。（郵送による場合は書留郵便とし、必着のこと。）

(4) 入札書の提出期限 令和8年1月22日17時までに、電子調達システム利用、上記4(1)に持参又は郵送により提出すること。（郵送による入札の場合は書留郵便とし、必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所 次のとおりとする。
令和8年1月23日11時 参議院第二別館
(東棟1階)会計課会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公示に示した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令

第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : MOTOO Ryuichi, Deputy Director General, General Affairs

Department, House of Representatives,
KAMIMURA Takayuki, Director, Accounts
Division, General Affairs Department,
House of Councillors

(2) Classification of services to be
procured : 134

(3) Nature and quantity of the services to
be required : Overseas interpretation
services, 1 set

(4) Services period : From April 1, 2026
through March 31, 2027

(5) Services place : The place specified
by Official in charge of disbursement of
the procuring entity

(6) Qualification for participating in the
tendering procedures : Suppliers eligible
for participating in the proposed tender
shall be those who

① do not come under Article 70 of the
Cabinet Order concerning the Budget,

Auditing and Accounting

② do not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget,

Auditing and Accountings

③ are classified as Grade A or B in the service business in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the House of Councillors (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal 2025, 2026 and 2027

④ Do not be a person receiving a nomination stop from the House of Representatives or the House of Councillors.

⑤ Do not be a person receiving a nomination stop from the Government Agencies.

⑥ Fulfill the requirement mentioned in the tender manual for a set of the

Overseas interpretation services, 1

set

(7) Time-limit for tender : 17 : 00, 22

January, 2026

(8) Contact point for the notice : TANIAI

Madoka, Contract Section, Accounts

Division, General Affairs Department,

House of Councillors, 1-11-16 Nagata-

cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0014 Japan.

TEL 03-5521-7507